

和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)支給規程(支給の要件等に係る抜粋)

(支給の要件)

- 第4 知事は、次の各号のいずれにも該当する飲食店等を運営する事業者(令和4年2月6日以後に事業を営まなくなった者を含む。)に対し、令和4年2月5日から同月27日までの間において行った営業時間短縮等の協力要請に応じたことに対する協力金(以下「第3期(前期)協力金」という。)を支給する。
- (1) 令和4年2月5日(結婚式場等においては同月6日。以下この項において同じ。)から同月27日(同月6日から同月27日までの間に要請の対象となる飲食店等において、事業を営まなくなった場合にあっては事業を営まなくなった日の前日、事業を開始又は施設を新たに設置した場合にあっては当該日から同月27日。以下この項において同じ。)までの全ての期間において和歌山県内に店舗を有していたこと。
- (2) 第3期協力金の申請に係る施設(以下「申請施設」という。)について、令和4年2月5日から同月27日までの期間(以下「前期要請期間」という。)のすべてにおいて、第3(2)に規定する飲食店営業の許可を受けている飲食店であること。
- (3) 申請施設について、令和4年2月5日以前から同月27日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業(以下「飲食提供営業」という。)を継続していた(申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。以下同じ。)こと。
- (4) 和歌山県が、前期要請期間において営業時間短縮等の協力要請を行った和歌山県内の飲食店等で、以下の要請内容に協力したこと。
ア 和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度における認証店(以下「県認証店」という。)以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わないこと。
イ 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。
(ア) 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込み含む。)を可能とする。ただし、酒類の提供は午後8時までとする。
(イ) 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わない。
- ウ 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。ただし、認証店で、対象者全員検査実施店の認証を受けて、全員の陰性結果を確認した場合の会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- エ 営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、令和4年2月8日(結婚式場等においては同月9日。以下この項において同じ。)までに開始すること。
- (5) 前期要請期間において、通常の営業終了時間が午後8時を超えていること。ただし、認証店で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を超えていること。
- (6) 前期要請期間のすべてに協力すること。ただし、準備等のため2月5日から協力ができなかった事業者にあっては、令和4年2月8日までに協力を開始し、同月27日までの全ての日において協力した場合には要件を満たすこととする。この場合、支給額は協力した日数に応じた算定とする。
- (7) 前期要請期間において、申請施設に係る事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針(以下「感染拡大予防ガイドライン」という。)を遵守し、感染拡大防止対策を実施しているとともに、第3期協力金の申請において誓約していること。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも宣誓していること。
ア (1)から(7)までの要件を満たしていること。
イ 提出する書類に虚偽がないこと。
ウ 第5の不支給要件に該当しないこと。
エ 県又は事務局の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
オ 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない第3期協力金を受け、又は受けようとするをいう。)が発覚した場合には、第14の規定に従い第3期協力金の返還を行うこと。
カ 必要があるときは、第8第5項及び第17の規定による公表に同意すること。
キ この規程に従うこと。
- 2 知事は、次の各号のいずれにも該当する飲食店等を運営する事業者(令和4年3月1日以後に事業を営まなくなった者を含む。)に対し、令和4年2月28日から同年3月6日までの間において行った営業時間短縮等の協力要請に応じたことに対する協力金(以下「第3期(後期)協力金」という。)を支給する。
- (1) 令和4年2月28日から同年3月6日(同年3月1日から同月6日までの間に要請の対象となる飲食店等において、事業を営まなくなった場合にあっては事業を営まなくなった日の前日、事業を開始又は施設を新たに設置した場合にあっては当該日から同月6日。以下この項において同じ。)までの全ての期間において和歌山県内に店舗を有していたこと。
- (2) 申請施設について、令和4年2月28日から同年3月6日までの期間(以下「後期要請期間」という。)のすべてにおいて、第3(2)に規定する飲食店営業の許可を受けている施設であること。
- (3) 申請施設について、令和4年2月28日以前から同年3月6日まで飲食提供営業を継続していたこと。
- (4) 和歌山県が、後期要請期間において営業時間短縮等の協力要請を行った和歌山県内の飲食店等で、前項(4)のアからウまでの要請内容に協力したこと。
- (5) 後期要請期間において、通常の営業終了時間が午後8時を超えていること。ただし、認証店で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を超えていること。
- (6) 後期要請期間のすべてに協力すること。
- (7) 後期要請期間において、申請施設に係る事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針(以下「感染拡大予防ガイドライン」という。)を遵守し、感染拡大防止対策を実施しているとともに、第3期協力金の申請において誓約していること。
- (8) 前項(8)のアからキまでのいずれにも宣誓していること。

(不支給要件)

- 第5 第4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第3期協力金を支給しない。
- (1) 既に第3期協力金の支給を受けた施設を運営する事業者(複数施設を有する場合で支給を受けていない施設を有する者及び第8第4項の規定による再度の支給決定を行う者を除く。)
- (2) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者の他、第3期協力金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

(支給条件)

第10 第3期協力金の支給の対象となる者は、第3期協力金の支給後においても申請書に添付した書類の原本、売上高を証明する書類その他関係書類を第3期協力金の支給を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(立入検査等)

第16 知事は、第3期協力金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、支給対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。